



8月12日から15日までの4日間、**小中学校を閉庁**します

- 休暇取得環境改善による教職員の働き方改革を推進 -

教職員の長時間労働が社会問題化し、働き方改革が喫緊の課題とされる中、国では、「学校における働き方改革に係る緊急対策」を策定し、本対策と学校における業務改善及び勤務時間管理等の取組を徹底していくことを各市町村に求めています。

本市においても、市内小中学校における教職員の長時間勤務の実態は、看過できない状況であることから、市立小中学校の夏期休業日における学校閉庁（閉鎖）日を下記のとおり設定し、教職員の年次有給休暇取得環境の改善に取り組みます。

■ 目的

教職員の長時間労働が社会問題化している中、計画的に年次有給休暇を取得できる環境を整え、教職員の心身の健康増進を図るとともに、教職員が地域活動や社会貢献活動等をしやすい体制を整えます。また、夏場のエネルギー需要増加を抑制するため、学校閉庁（閉鎖）日を設定して省エネルギーを推進します。

■ 対象施設

市立小中学校（適応指導教室、教育相談室、通級指導教室を含む。）

■ 閉庁（閉鎖）日

毎年8月12日から8月15日までの4日間

■ 休暇の取扱い

閉庁日が勤務を要する日に当たる場合は、年次有給休暇を取得

■ その他

土曜日、日曜日及び祝日以外の緊急時の連絡は、教育総務課又は教育指導課（☎0743-74-1111）を通じて、学校長に行います。閉庁期間中は、学校に勤務者を置きません。

■ 教職員の働き方改革に関する取組

- ①現在、部活動の休養日を少なくとも週1日以上（年間を通して12日間以上の土曜日、日曜日又は祝日を含める。）を設け、教職員が十分に休める環境を整備
- ②今年度新たに設置した「生駒市学校教育のあり方検討委員会」において、教職員の働き方改革に関する具体的な取組を検討予定

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市教育委員会事務局 教育総務課（課長 辻中） ☎0743-74-1111（内線 621）